

資料NO.2

平成28年度事業計画書(案)

自 平成28年 4月 1日

至 平成29年 3月31日

社会福祉法人山辺町社会福祉協議会

変更箇所・・・下線
新規事業等・・・太字

1. 地域・在宅福祉活動の推進

項 目	項 目 の 概 要
(1)小地域ネットワーク活動 (各地区福祉推進員会)	<p>高齢者の抱える問題に対応し、関係機関団体と連携を図り、在宅福祉サービス活動を推進する。</p> <p>①在宅支援ネットワーク（高齢者への見守り等） ②民生委員児童委員と協力し、情報交換及び訪問等の活動 ③高齢者ふれあいお茶のみサロンの開催(年1～2回) ④各地区福祉推進員への指導・支援</p> <p style="text-align: center;"><u>(改選地区…大寺地区福祉推進員会)</u></p> <p>⑤福祉推進員会会長会議</p>
(2)雪下ろし助成金事業	<p>雪下ろし等の除雪作業が必要であるが、高齢により自力で雪下ろし等が出来ない世帯でかつ、家族・親族等における支援・援助の無い世帯対象。</p> <p>助成額:上限 10,000 円(山間部は2回まで申請可能)</p>
(3)銀齡のつどい (単身高齢者交流会)	<p>単身で生活されている高齢者の方々の、相互の親睦を図ると共に、生きがいを見出す足がかりになる事を目的とする。</p> <p>対象者：70歳以上の単身高齢者世帯 (介護保険サービス等を受けていない方)</p>
(4)配食サービス	<p>山辺高等学校食物科生徒による単身高齢者世帯(65歳以上)へのお弁当配食サービス。…年2回</p>
(5)無料法律相談所の開設	<p>弁護士による金銭貸借・悪徳商法・遺産相続等の法律に関する相談を実施する。</p> <p>① 山形県地域包括ケア総合推進センターと共催 ・・・年1回 ② 山形県弁護士会より派遣・・・・・・・年2回</p>
(6)ホームページ管理事業	<p>頻度の高い更新管理を行い、必要な方に必要な福祉情報が届くよう、福祉を取り巻く動向や各サービスを発信する事により、町民個人による「発見」を促す。</p>
(7)山辺町お茶のみサロン(仮)の開催(月1・2回程度)	<p>催事は行わず、参加された方々がそれぞれ世間話をしながら時間いっぱい過ごしていただき、閉じこもり予防を目的とし開催する。(予定)</p>
(8)結婚支援事業(仮)	<p>山辺町の人口減少・少子化対策の観点から、</p>

	会員制にて、個人同士のマッチング及び団体での交流会を定期的実施する。(予定)
--	--

2. ボランティア活動の普及と福祉活動の啓発

項 目	項 目 の 概 要
(1) ボランティアセンターの運営事業	<p>ボランティアへの情報提供及び活動を支援する為、地域福祉活動の啓発と活動育成を推進する。</p> <p>① 登録及びマッチング対応</p> <p>② 災害ボランティアセンター設置運営マニュアルの整備</p> <p>③ 災害ボランティア登録の呼びかけ</p> <p>④ 登録ボランティアの養成講座の開催</p> <p>⑤ 「村山ボランティアの輪」連絡会への参加</p> <p>⑥ ボランティア保険への加入</p>
(2) 児童・生徒ボランティア活動普及事業協力校	<p>小学校・中学校・高等学校をボランティア協力校として指定し、ボランティア活動への理解と関心を深め、福祉の向上を目的とする。</p> <p>【山辺町社協指定校】</p> <p>山辺高等学校・山辺中学校・作谷沢中学校・山辺小学校・大寺小学校・作谷沢小学校・相模小学校</p>
(3) 広報活動の充実強化	社協広報誌にて、活動・事業等を広報…年3回
(4) 困窮者相談及び生活相談と支援活動の資質向上	<p>生活困窮者自立支援制度において、担当者の相談対応の専門性を高めるため、行政機関及び受託団体との密接な連携を図り、一人一人が尊重される地域づくりに推進する。</p> <p>① 市町村相談事業研究協議会への参加</p> <p>② 村山ブロック心配ごと相談員研究協議会への参加 (28年度当番社協・・・天童市)</p> <p>③ 心配ごと相談所開設(毎月第三火曜日)</p> <p>④ 生活相談支援センター支援調整会議への参加</p>

3. 高齢者の生きがいと健康づくりの推進

項 目	項 目 の 概 要
(1) 「やまのべ福祉のつどい」	誰もが安心して心豊かに暮らせる、「ともに生き

の開催	る」地域づくりを目指して開催し、併せて関係者の功績を讃え表彰を行う。
-----	------------------------------------

項 目	項 目 の 概 要
(2) 各団体等の健全な育成及び支援	<p>関係諸団体等との連携を深め、それぞれの団体が自主的に企画・実施するために、事業が適切に運営出来るよう必要な改善を図る。</p> <p>① 老人クラブ連合会・遺族会・身体障害者福祉協会・手をつなぐ育成会への支援</p> <p>② 身体障害者福祉協会グラウンドゴルフ大会</p> <p>③ 老人クラブ連合会グラウンドゴルフ大会</p> <p>④ 町遺族会戦没者追悼式</p> <p>⑤ 第30回山辺町老人レクリエーション大会</p> <p>⑥ 身体障害者福祉協会「町長のお話をお聞きする会」</p>
(3) 社会福祉関係大会への参加	<p>① 県身体障がい者福祉大会</p> <p>② 県障がい者スポーツ大会</p> <p>③ 県老人福祉大会</p> <p>④ 県戦没者追悼式・県戦没者遺族大会</p> <p>⑤ 県民福祉大会</p>

4. 在宅福祉サービス利用援助事業

項 目	項 目 の 概 要
(1) 福祉サービス利用援助事業【県社協受託事業】	<p>各種福祉サービス利用手続き等の援助や日常的な金銭管理、大切な証書や印鑑等の預かりを支援します。</p> <p>対象者：高齢者や障がいのある方で、自らの判断能力に不安のある方</p> <p>利用料：1回 1,500円【生活保護を受けている方は無料】</p>
(2) 生活安定資金貸付事業	<p>要支援世帯対策として、低所得による生活困窮世帯等の自立更生を目指し、緊急時の生活資金として貸付事業を効果的かつ適切に行う。</p> <p>① 貸付限度額・・・10万円以内</p> <p>② 償還期間・・・12ヶ月以内</p> <p>③ 貸付利子・・・無利子</p> <p>④ 連帯保証人・・・1名</p>

	⑤対 象 者・・・低所得かつ生活困窮世帯で、他から必要な援助又は融資を受けることが困難な世帯
--	--

項 目	項 目 の 概 要
(3)生活福祉資金貸付事業 【県社協受託事業】	低所得による生活困窮者世帯や、障がい者世帯などの経済的自立と生活及び精神的安定を目指し、町社協が窓口となり無利子又は低利子で貸付を行う。
(4)車椅子の貸与事業	貸出期間を3カ月以内とし、一時的に必要と思われる方に無料で貸し出しを行う。

5. 赤い羽根共同募金・歳末たすけあい運動事業

項 目	項 目 の 概 要
(1)赤い羽根共同募金事業	共同募金に対する町民の理解と参加意識を深め、ご協力いただいた募金を広域的な社会福祉事業や、地域のふれあいサロン活動等に配分して活用する。 ①戸別募金・個人募金の推進 ②職域募金・法人募金等、大口募金の協力依頼 ③学校募金（幼稚園・小学校等）の協力依頼
(2)歳末たすけあい運動事業	町民の皆様からご協力いただいた募金は、民生委員児童委員・関係機関等との十分な検討会議を行い、配分対象者の選定等については、適正かつ公平な配分が出来るよう努める。

6. 実習に係わる受託事業

項 目	項 目 の 概 要
(1)訪問介護事業所への介護実習	本事業所の訪問介護員と同行訪問し、専門的な技術・知識等を経験・習得するための介護実習。 (山辺高等学校福祉課生徒10名実習受入れ予定)
(2)障がい者自立支援センター「あおぞら」への実習	特別支援学校・山辺中学校校外学習・養護学校等を受入れ予定。

7. 公益事業及び社会福祉事業

項 目	項 目 の 概 要
(1) 居宅介護支援事業	<p>介護認定を受けた方が在宅で生活する為に、本人や家族の依頼を受け、希望に沿った在宅サービスを介護状態に応じて、支給限度額と利用者負担等を考慮し「居宅サービス計画」を作成する。</p> <p>又この事業は、介護支援専門員(ケアマネージャー)の資格を有する職員が対応する。</p>
(2) 訪問介護事業	<p>【訪問介護】</p> <p>利用者が可能な限り、自立した在宅生活を営む事が出来るよう、入浴・排泄・食事介助やその他生活全般にわたる援助を行う。</p> <p>又本人が時間内で希望される、質の高いサービスを目指し、体制づくりを確立する。</p> <p>【予防訪問介護】</p> <p>要支援1・2の方に対し、その居宅において、所定の研修を修了した訪問介護員により、入浴・排泄・食事等の身体介護、料理・洗濯・掃除等の生活援助、その他必要な相談・助言を行い、要介護者等の自立援助を行う。</p>
(3) 指定居宅介護事業	<p>障がいのある方に対し、居宅において介護・家事等、生活全般にわたる援助(ホームヘルプサービス)を行う。</p>
(4) 障がい者自立支援センター「あおぞら」 (就労継続支援B型)	<p>利用者の自立と社会活動への参加を促進する為に、通所による就労や生産活動の機会を提供すると共に、一般就労に必要な知識、能力が高まった方については、一般就労等への移行に向けて支援する。</p> <p>個別支援計画に基づき、利用者に対し必要なサービスを行う。</p>

8. 法人の管理運営に関する事業

項 目	項 目 の 概 要
(1) 法人の管理運営	<ul style="list-style-type: none"> ①正副会長会議の開催 ②理事会の開催 ③評議員会の開催 ④監査(事業・法人会計経理に関する監査) <u>⑤重要文書等保管の適正化及び、マイナンバー情報等の保管強化</u> ⑥指導訪問監査(会計帳簿の作成に係わる支援指導等・・・年4回)
(2) 自主財源の確保 (山辺町社会福祉協議会会費)	<p>温かく、厚みのある福祉サービス提供の体制確立を目指し、社協活動の現状において、町民から広く理解と協力が得られるように努め、健全な自主財源の確保に努力する。</p> <p style="text-align: right;">一般会員会費・・・(一世帯700円)</p>
(3) 事務局体制の資質強化	<ul style="list-style-type: none"> ①社協トップセミナー及び役職員研修会等への参加 ②村山ブロック役職員研修会への参加 (28年度当番社協・・・寒河江市) ③西村山管内・山辺町・中山町社協連絡会議への参加 (28年度当番社協・・・中山町) ④市町村事務局長会議への参加 ⑤生活困窮者自立支援・生活福祉資金・共同募金・ボランティア等の担当者会議への参加 ⑥遺族会・老人クラブ等の団体に係わるセミナーへの参加 ⑦介護支援専門員・訪問介護員会議及び研修会への参加 ⑧障がい者自立支援センター「あおぞら」指導員会議への参加 ⑨事務分掌及び協力体制の明確化 ⑩事務事業の点検と見直し ⑪職員の資質向上の為に、積極的なセミナー・講習会・会議への参加